

大阪はびきの観光局ウェブサイトバナー広告掲載要項

制定 令和5年2月16日

(趣旨)

第1条 この要項は、一般財団法人大阪はびきの観光局ウェブサイト（以下、「局ウェブサイト」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等のバナー広告（以下、「広告」という。）を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)局ウェブサイト…大阪はびきの観光局が管理するウェブサイトページのことをいう。
- (2)バナー広告…局ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトページにリンクするものをいう。

(広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は次の通りとする。

- (1)大きさ天地 67 ピクセル×左右 213 ピクセル
 - (2)画像形式 JPEG、GIF、PNG 形式
 - (3)容量 4KB 以内
- 2 広告の掲載ページはトップページとし、掲載位置は局が指定する。
- 3 前各項に掲げるもののほか、広告のデザインに関しては、広告主と局とで事前に調整を行い掲載するものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 局ウェブサイトに広告を掲載することができる内容、広告のデザイン及び規格や広告掲載位置、リンク先ウェブサイトは、大阪はびきの観光局広告掲載規程第3条に準ずるものとする。

(広告掲載料及び掲載期間)

第5条 広告掲載料は1枠につき3ヶ月あたり3,000円とする。なお、12ヶ月を超える連続掲載を希望した場合の掲載料は12ヶ月あたり10,000円とする。

2 広告の掲載期間の最長は12ヶ月とし、最短で3ヶ月とする。ただし、局が認めた場合はこの限りでない。

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載をしようとする者は、別記様式により局へ直接申込みをするものとする。

(審査・選定)

第7条 前条の申込みを受けた内容の審査については、必要に応じ、大阪はびきの観光局広告掲載規程に定める審査会にて掲載の可否を判断することとする。

(取扱い)

第8条 局ウェブサイトのバナー広告掲載に関する取扱いは、局の事務局において行う。

(その他)

第9条 この要項に定めるほか、バナー広告掲載に必要な事項は、局が別途定める。

附則 この要項は、令和5年2月16日から施行する。